

付加保険料を納付しませんか

付加年金とは

平成十九年度の老齢基礎年金の年金額は七九万二、一〇〇円（満額Ⅱ四〇年保険料納付）ですが、老後により高い老齢基礎年金を受けたい方のために、毎月の保険料（平成一九年度は一万四、一〇〇円）のほかに付加年金保険料を上乗せして納付すると、老齢基礎年金に上乗せして支給される付加年金があります。

第一号被保険者の場合は、報酬によって保険料や給付額が増減する厚生年金保険料とは違い、保険料と給付（老齢基礎年金）の額が定額になっていますので将来の生活設計にあわせて、この付加年金のほかにも公的な年金制度である国民年金基金、個人型確定拠出年金および農業者が加入できる農業者年金の制度があります。これらの上乗せ制度の保険料は、国民年金保険料と同じく全額が社会保険料控除の対象になります。

付加年金保険料の額は定額

付加年金保険料の額は一ヶ月四〇〇円です。付加年金保険料を納付することが対象者は第一号被保険者または任意加入被保険者の方です。

保険料の免除または保険料の納付猶予を受けている方や国民年金基金の加入員の方は、付加年金保険料を納めることはできません。

また、農業者年金の方は必ず付加年金保険料を納付しなければならぬことになっています。

**2年で元が
取れる
お得な制度だよ！**



付加年金額は

付加年金保険料の計算は、次の通りです。

年金額Ⅱ二〇〇円×付加年金保険料納付月数（六五歳から老齢基礎年金を受給する場合）

例えば一〇年間付加年金に加入すると四〇〇円×十二ヶ月×十年Ⅱ保険料の支払総額は四八、〇〇〇円で年二四、〇〇〇円が老後の年金に加算されます。二年間年金をもらえば、四万八千円は回収できて、その後は生きている限り年二万四千円を受け取ることができてお得です。

なお、この付加年金は老齢基礎年金の受給を得た月の翌月から支給され、老齢基礎年金を六五歳より前に繰り上げ請求または六六歳以後に繰り下げ請求をしようとする場合には、付加年金金額も減額率および増額率に応じて減額または増額されます。

付加保険料の納付手続きについて、詳しくは左記へお問い合わせください。

コザ社会保険事務所年金課
☎9333-3437
☎9333-3438
うるま市本庁年金課
☎973-5498

国民年金基金については、沖縄県国民年金基金にお問い合わせください。

☎833-6610

フリーダイヤル

0120-65-4192



**国民年金保険料のお支払いは、
便利でお得な
口座振替で!!**